
SGEC ガイド文書7

理事会 2021

2021. 3. 30

SGEC 情報及び登録システム-データに関する要求事項

(SGEC 附属文書 2-2-2 「旧 SGEC/PEFC 登録(公示)システム」)

目次

- 1 適用範囲
- 2 引用規格

- 3 定義
 - 3.1 認定認証書
 - 3.2 認可団体
 - 3.3 SGEC 情報登録システム
 - 3.4 PEFC 各国認証管理団体(PEFC NGBs)
 - 3.5 SGEC 承認認証書
 - 3.6 総売り上げ
 - 3.7 非認証主体
 - 3.8 終了
 - 3.9 取り消し
 - 3.10 一時停止
- 4 全般的な要求事項
- 5 データの要素
 - 5.1 必須項目
 - 5.2 全般的な指針
 - 5.3 フォーマットの仕様

附属書 1: 産業部門

附属書 2: 製品の 카테고리

附属書 3: 特定のプロジェクトを対象とする PEFC-COC

序論

SGEC/PEFC ジャパンは、森林管理と COC の第3者認証及び林産品のラベル制度を運営する。

SGEC/PEFC ジャパンは、「SGEC 情報及び登録システム」として、PEFC 認可団体のデータベースの操作性と完全性を確保するためのシステムとして管理されている「PEFC 情報及び登録システム」(データベース・マネジメントシステム(DBMS))を使用する。日本国内におけるSGEC/PEFC 認証書と認証主体、SGEC/PEFC ロゴ使用ライセンス、SGEC/PEFC 公示認証機関及びSGEC/PEFC 認証製品などの「SGEC 情報及び登録システム」に関連データは、「PEFC 情報及び登録システム」に登録され、「SGEC 情報及び登録システム」は「PEFC 情報及び登録システム」の一部として管理される。なお、現在、PEFC は Radix Tree software (Global Traceability Solutions GmbH) をその DBMS として使用している。

(「SGEC 情報及び登録システム」の目的)

「SGEC 情報及び登録システム」の目的は、「PEFC 情報及び登録システム」を使用することによって、認証取得組織、認証機関及び個人に対し下記を可能とする信頼ある情報を提供することにある。

- 認証書及び主体のSGEC/PEFC承認状態に関する有効性を検証するデータ
- SGEC/PEFCロゴ使用ライセンスの保有者を確認するデータ
- SGEC/PEFC認証サービスを提供する認証機関を検索するデータ
- SGEC/PEFC認証製品の供給者を検索するデータ

さらに、「SGEC情報登録システム」は、内部や外部で使用されるSGECの統計及びSGECの実績のモニタリングに関わるデータを提供する。

SGEC/PEFC ジャパンは、「PEFC 情報及び登録システム」を使用するに当たって、すべての使用者が求める「SGEC 情報及び登録システム」のデータの完結性と正確性を確保するために、そのデータの最新状態を維持する。

(「SGEC 情報及び登録システム」の管理)

「SGEC 情報及び登録システム」については、SGEC/PEFC ジャパン(事務局)が PEFC 評議会に「PEFC 情報及び登録システム」の管理に必要なデータを提供し、全 PEFC 認可団体が参画する PEFC システムの下で、同システムのうち一部として管理される。

従って、本文書の「4 及び 5」において、SGEC/PEFC ジャパンを含む PEFC 認可団体によって、「PEFC 情報及び登録システム」に登録されるデータ要素に関する要求事項を定め、

SGEC/PEFC ジャパンは、本項に基づくデータを PEFC 評議会に提供し、PEFC 評議会は PEFC システムの下で、SGEC/PEFC ジャパンを含む PEFC 認可団体の全データを管理する。SGEC システムは、PEFC 認可団体の全データが管理される PEFC システムのデータの一部として管理される。

本文書は、SGEC 附属文書 2-2-2「SGEC/PEFC 登録(公示)システムに代替する。なお、SGEC ロゴ使用」ライセンスの発行については、SGEC 規準文書 6-1:2021「SGEC ロゴ使用ライセンスの発」行による。また SGEC コードシステムに関する手順は、有効である。

本文書は、PEFC 認可団体および PEFC 評議会によって PEFC 情報登録システムに登録されるデータ要素に関する要求事項を定める。

注意書:SGEC コードシステムは SGEC ロゴ使用ライセンス番号の仕組みで、SGEC 規準文書 6-1:2021「SGEC/PEFC ジャパンによる SGEC/PEFC ロゴ使用ライセンス番号の発行」の付属書4に示す。

1. 適用範囲

本文書は、日本国内における SGEC/PEFC 関連データの、「SGEC 情報及び登録システムへ」の登録に関する要求事項を解説する。

2. 引用規格

下記の参考文書は、この文書の適用の上で不可欠である。日付のある文書を特別オリジナル文書とする。本ガイドの使用の目的のためには、参考文書の現行版が適用される。

- ・SGEC 規準文書 1:2021「SGEC 認証制度の管理運営規則」
- ・SGEC 規準文書 4:2021「SGEC 森林及び森林外樹木産品 COC-要求事項」
- ・PEFC ST 2002「森林および森林外樹木産品の COC-要求事項」
- ・PEFC ST 2001「PEFC 商標規則-要求事項」
- ・PEFC GD 1004「PEFC 認証制度の管理運営」
- ・PEFC GD 1008:2019「PEFC 情報および登録システム-データに関する要求事項」

3. 定義

3.1 認証書

認証機関が、その受けた認定の範囲内で発行した認証書で、認定機関のシンボルを記したものの。

3.2 認可団体

PEFC 評議会によって、PEFC 評議会を代理して PEFC 制度の統治の実行を認可された主体。

注意書:認可団体は、自国内で活動する PEFC 各国認証管理団体(NGB)又は PEFC 制度の管理を実行することを PEFC 評議会によって認可されたその他の主体である。日本の場合は、SGEC/PEFC ジャパンがこれに当たる。

3.3 SGEC 情報登録システム

SGEC 情報登録システムは、SGEC/PEFC ジャパンが管理するデータベースの管理システムである。これは、認証活動のグローバルな概況を提供するものであり、下記の目的に使用される。

- ・ SGEC の中核的なデータを SGEC ステークホルダーから収集し、標準化する。
- ・ COC 認証書及び森林管理認証書に関する情報を SGEC 制度の様々なステークホルダー（顧客、企業、認証書保有者等）と共有する。
- ・ 本制度のサービスを維持し、向上する。
- ・ 財務及び市場分析をサポートする。
- ・ モニタリングと評価に活用する。
- ・ 各種計画の策定に活用する。

3.4 PEFC 各国認証管理団体（PEFC NGBs）

PEFC 各国認証管理団体(PEFC NGBs)は、国ベースの独立組織であり、当該国において PEFC 制度を発展、遂行するために設立されたものである。PEFC 各国認証管理団体とその連絡先は PEFC のウェブサイトにも列挙されている。PEFC の各国認証管理団体は、PEFC 認可団体であることが多い。日本の場合は、SGEC/PEFC ジャパンがこれに当たる。

3.5 SGEC 認証書

SGEC 認証書とは下記である。

- a) SGEC 公示を受けた認証機関が、SGEC の承認を受けた森林認証制度／規格に照らして発行した有効期間内の森林管理認証書、
- b) SGEC 公示を受けた認証機関が、SGEC-COC 規格(SGEC 規準文書 4:2021)に照らして発行した有効期間内の COC 認証書

注意書1: SGEC の承認を受けた森林認証制度と COC 規格は SGEC/PEFC ジャパンのウェブサイトに掲載される。

注意書2: グループ認証書又はマルチサイト認証書で、サイト又はグループ加盟者が認証書の対象に含まれることが別の文書(例えば認証書又は子証書の付録)によって確認される場合は、その別の文書によって、当該サイト/加盟者のSGEC/PEFCジャパン認証書と見做される。

3.6 総売り上げ

企業の総収入のうち木材・木質部門の売り上げの合計とする。売上の金額は、直近の認証書の発行日によって決められる。

3.7 非認証主体

非認証主体は SGEC 認証を取得していないが、プロモーションやコミュニケーションを目的として SGEC 商標を使用することができる。非認証主体には、例えば、NGO、メディア、教育/学術関連組織がある。

3.8 認証書の終了

認証取得者(企業等)が自発的に認証書の取り消しを決めた場合、認証書は終了する。

3.9 認証書の取り消し

認証機関が「適合の表明の撤回又は取り消し」(ISO/IEC 17000)を決定した場合、認証書は取り消される。

3.10 一時停止

認証の一時停止状態の下では、暫定的に認証状態ではあるが、一時停止中にある場合は、当該認証書の効力は、暫定的に無効である。

4. 全般的な要求事項

SGEC/PEFC ジャパン(事務局)は、「4.1」で規定するデータを「5」に基づき PEFC 評議会に提供し、PEFC 評議会(事務局)は同データを「PEFC 情報及び登録システム」の下で管理する。SGEC/PEFC ジャパンは、「PEFC 情報及び登録システム」に登録されたデータのうち、SGEC 認証制度に係る部分を抜粋し、「SGEC 情報及び登録システム」の登録データとして管理し、SGEC/PEFC ジャパンのウェブサイトで公表する。

4.1 SGEC/PEFC ジャパン(事務局)は、PEFC 評議会が日本国内における下記の情報について PEFC 情報及び登録システムに登録するために、同評議会(事務局)に報告しなければならない。

- a) SGEC 森林管理認証書及びグループ認証における加盟者
- b) SGEC/PEFC- COC 認証書及びマルチサイト認証におけるサイト/加盟者
- c) SGEC/PEFC 認証製品
- d) SGEC/PEFC ロゴ使用ライセンス
- e) SGEC/PEFC 公示認証機関

4.2 SGEC/PEFC ジャパン(事務局)は、PEFC GD 1008:2019「PEFC 情報および登録システム-データに関する要求事項」並びに PEFC 評議会が提供するその他の指示を遵守しなければならない。

4.3 SGEC/PEFC ジャパンは、一般データ保護規則(GDPR)及びスイス連邦データ保護法(Swiss Federal Act on Data Protection: FADP)の最新版に則って SGEC の活動に関するすべての情報を収集、処理し、PEFC 評議会に報告しなければならない。PEFC 評議会は、SGEC/PEFC ジャパンから報告のあった情報について、PEFC のウェブサイト及び PEFC 情報及び登録システムを含む電子データベースに収納する責を負う。

注意書 1:SGEC/PEFC ジャパンと認証機関の間の公示契約が、認証機関による一般データ保護規則(GDPR)およびスイス連邦データ保護法(Swiss Federal Act on Data Protection: FADP)の最新版に則った SGEC 情報の収集、処理、収納の義務に言及すること、さらに、認証機関が自国における地元のプライバシー関連法規を認識し、遵守することが強く推奨される。

注意書 2:SGEC/PEFC ジャパンは、国内プライバシー関連法規を認識し、遵守しなければならない。

4.4 認証機関に対するロゴ使用ライセンスの発行に関する情報を含めて公示認証機関に関する情報の登録は、SGEC/PEFC ジャパン(事務局)によつてのみ実行されなければならない。そのた

め、SGEC/PEFC ジャパン(事務局)は、「PEFC 情報及び登録システム」に登録するデータを PEFC 評議会(事務局)に提供しなければならない。また、SGEC/PEFC ジャパン(事務局)は、如何なる変更についてのデータをも提供しなければならない。

4.5 SGEC/PEFC ジャパン(事務局)は、期限日切れ、取り消し、一時停止、又は、終了となった認証書のデータを SGEC 情報及び登録システムから削除してはならない。また、SGEC/PEFC ジャパン(事務局)は、当該データを PEFC 評議会(事務局)に提供しなければならない。

5. データの要素

SGEC/PEFC ジャパンは 本項に基づき、SGEC 認証制度に係るデータについて、PEFC 評議会が「PEFC 情報及び登録システム」において管理するために必要なデータの提供などの業務を行う。

5.1 必須記入項目

PEFC 情報登録システムは、一式のデータ要素を含む。認証の特定の種類ごとに登録されるべきデータ要素は、規準文書1の付属書 3-1 SGEC/PEFC FM 認証報告書様式、付属書.3-2 SGEC/PEFC COC 報告書様式、付属書 3-3 SGEC/PEFC プロジェクト認証 報告書様式のとおり。

附則

施行日は、2021 年6月1日とする。

SGEC ガイド文書7
 付属書 1: 産業部門

下記の表は従前および新規の産業部門の定義間の同一性を示す。

表 A: 産業部門の定義

N/A: 適用なし

従前の定義	新規の定義	解説
代理人/仲買人/取引業者	木材取引	木材を取引きする企業。主なビジネスは材木の製造や加工ではなく、原材料の仲買人としての活動のみ。
バイオマス/ バイオエネルギー	エネルギー	木材(ペレット、木材チップ、木炭)から得られるエネルギーを主なビジネスとする企業
建築	建築	建築素材(梁、CLT、その他の集成材)、建築製品(プレファブ住宅、住宅部品)および建物、鉄道、橋などの建設を主なビジネスとする企業
印刷業者	印刷業	紙や包装への印刷サービスを主なビジネスとする企業
出版会社	出版業	書籍、雑誌、新聞の発行を主なビジネスとする企業(社内新聞を主なビジネスとするまだ出版業者とは見做されない企業も含む)
パルプと紙製品の製造者	パルプ、紙、パッケージ	パルプ(その製造または取引)、紙(グラフィック用紙、新聞用紙、家庭・衛生用紙)、包装用素材(製品のパッケージ、段ボール、包装用紙、箱紙)
パルプと紙製品の取引業者/小売業者		

表 A: 産業部門の定義

N/D: 定義なし

従前定義	新規の定義	解説
非木材林産品	非木材林産品	木材外の林産品(森林区域から産出される蜂蜜、ベリー、茸、動物産品を含む、ただしこれに限らない。)
丸太の生産者/取引業者	製材	森林由来の樹木を切削し、他の製造業者に引き渡す企業
木材製品製造業者	N/D	N/D
木材製品の取引業者/ 小売業者	小売業者/エンドユーザー	消費者への販売を目的に林産品の完成品を利用する企業。小売業者には、DIY、家具、デパート、スーパーマーケット、アパレル店舗などがある。エンドユーザー(ブランドオーナーとしても知られる)は、(紙や他の林産原材料を素材とする)パッケージの使用が必要な製品(非林産品やサービス)を販売する企業。例:マクドナルド、ロレアル、等)
N/D	繊維	木材セルロースを原料とする繊維を主なビジネスとする企業。(ファイバー、編物、織物、アパレル、家庭用織物を含む)
N/D	家具	室内家具、室外家具(ガーデン用品、室外家具、柵) 建築業者の木工品(窓、ドア、床)などを主なビジネスとする企業。ここには、供給チェーンの川下で家具になる家具用部品が含まれる。
N/D	ゴム	ゴム(その製造または取引)を主なビジネスとする企業。
その他	その他	上記の категория に当てはまらないその他の企業。 例:コルクの製造者はここに入る。

SGEC ガイド文書7

付属書 2

製品カテゴリー

表 B:製品カテゴリー

レベル1	レベル 2	レベル 3
01000 丸太	01010 製材原木丸太およびベニア用原木	
	01020 パルプ用材	
	01030 チップおよび木片	
	01040 残余材	
	01050 その他の工業用丸太	
02000 薪と木炭	02010 薪材(チップ、残余材、ペレット、ブリケットなど)	
	02020 木炭	
03000 挽き材と枕木	03010 鉄道用枕木	
	03020 挽き材	
04000 エンジニアード・ウッド製品	04010 積層材製品	
	04020 重継材	
	04030 グルーラム	
	04040 単板積層材(LVL)	
	04050 PSL	
	04060 I-Joists / I-Beams(梁)	
	04070 トラスおよびエンジニア・パネル	
05000 木製パネル	04080 その他	
	05010 単板	
	05020 合板	
	05030 パーティクル・ボード	05031 OSB 合板
		05032 その他のパーティクル・ボード
	05040 ファイバーボード	05041 MDF
		05042 HDF
05043 ソフトボード		

		05044 ハードボード	
		05045 断熱、絶縁、防音ボード	
06000 パルプ	06010 機械パルプ		
	06020 半化学パルプ		
	06030 溶解パルプ		
	06040 化学パルプ	06041 未晒し硫酸塩パルプ	
		06042 晒し硫酸塩パルプ	
		06043 未晒し硫酸塩クラフトパルプ	
06044 晒し亜硫酸クラフトパルプ			
06050 リカバード・ペーパー (未晒しクラフト紙・板紙、段ボール、晒し化学紙・板紙、機械パルプからでき紙新聞用紙、雑誌用紙、等)			
07000 紙と板紙	07010 印刷紙	07011 新聞巻取紙	
		07012 非塗下級紙	
		07013 非塗工上質紙	
		07014 塗工紙	
	07020 家庭・衛生紙		
	07030 パッケージ用素材	07031 ケース用品	
		07032 折り畳み箱用板紙	
		07033 包装紙	
		07034 その他主にパッケージに使用される紙	
	07040 その他の紙と段ボール		
	07050 加工紙製品		
07060 印刷物			

08000 木材製品	08010 パッケージ用、ケーブルドラム、パレット	08011 パッケージと木枠
		08012 ケーブルドラム
		08013 パレット
	08020 家具	
	08030 建築木工品	08031 窓
		08032 戸
		08033 屋根
		08034 床
		08035 その他
	08040 化粧材	
	08050 工具と旋盤加工材	08051 工具
08052 子供用玩具		
08053 スポーツ用品		
08054 楽器		
08055 その他		
08060 その他		
09000 屋外装飾品	09010 建物および部品	
	09020 ガーデン家具/アウトドア用品	09021 ガーデン家具
		09022 遊園地設備
		09023 デッキ
09030 その他		
11000 コルクとコルク製品	11010 天然コルクおよびコルク廃材	
	11020 コルク製品	
12000 エネルギー(木材燃焼による)		
13000 非木材製品		

SGEC ガイド文書7

付属書 3

特定のプロジェクトを対象とする SGEC-COC

2.1 本文書は、特定のプロジェクト(プロジェクト認証)を対象とする SGEC-COC 認証書を PEFC 情報登録システムに登録する方法を説明する。

2.2 プロジェクト認証は、SGEC 規準文書4:2021 に照らした認証の対象として適格な製品の一つである。プロジェクトが認証を受けるためには、管理主体が SGEC-COC 認証書を保有し、該当のプロジェクトが認証書の対象範囲において特定されなければならない。

2.3 認証書及びその実際のプロジェクトは別々に登録されなければならない。まず、他の COC 認証書保有者と同様に、管理主体が登録されなければならない。(加盟サイトがある場合は、それも同様)プロジェクト名は「企業名」の項目に追加されなければならない。

2.4 次に、PEFC 情報及び登録システム及び PEFC ウェブサイト上で容易に確認できる様に、プロジェクトは個別に登録されなければならない。これによって、COC 認証書が取り消し、終了または期限日切れになっても、その特定のプロジェクトが有効としてリストに残ることが確実になる。

2.4.1 SGEC-プロジェクト認証に係る製品については、PEFC 情報及び登録システムに基づき同システムの登録された製品のうち SGEC-プロジェクト認証に係る製品について抜粋し、SGEC 情報及び登録システムにとして管理する。